

吉川旭地域生涯学習センターの廃止について

■ 吉川旭地域生涯学習センター

1 施設概要

- (1) 名 称：吉川旭地域生涯学習センター
- (2) 所 在 地：上越市吉川区梶 257 番地 2
- (3) 建 築 年：昭和 58 年 3 月（築 42 年）
- (4) 延床面積：676.00 m²
- (5) 構 造 等：鉄骨造平屋建て
- (6) 主な施設：体育館
- (7) 開館時間：午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
※教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- (8) 利用状況（令和 2 年度～令和 6 年度）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
利用件数（件）	34	23	8	15	16
利用者数（人）	317	176	402	605	677

2 廃止の理由

当該施設は、利用者が限定的であることに加え、施設が老朽化している現状を踏まえ、地域と今後の利活用について協議した結果、社会教育施設としての利用が見込まれないことから、令和 7 年度末をもって廃止する。

3 廃止後の取扱い

生涯学習センターの機能廃止後は、地域の団体の意向により、地域づくりの場として利活用する。

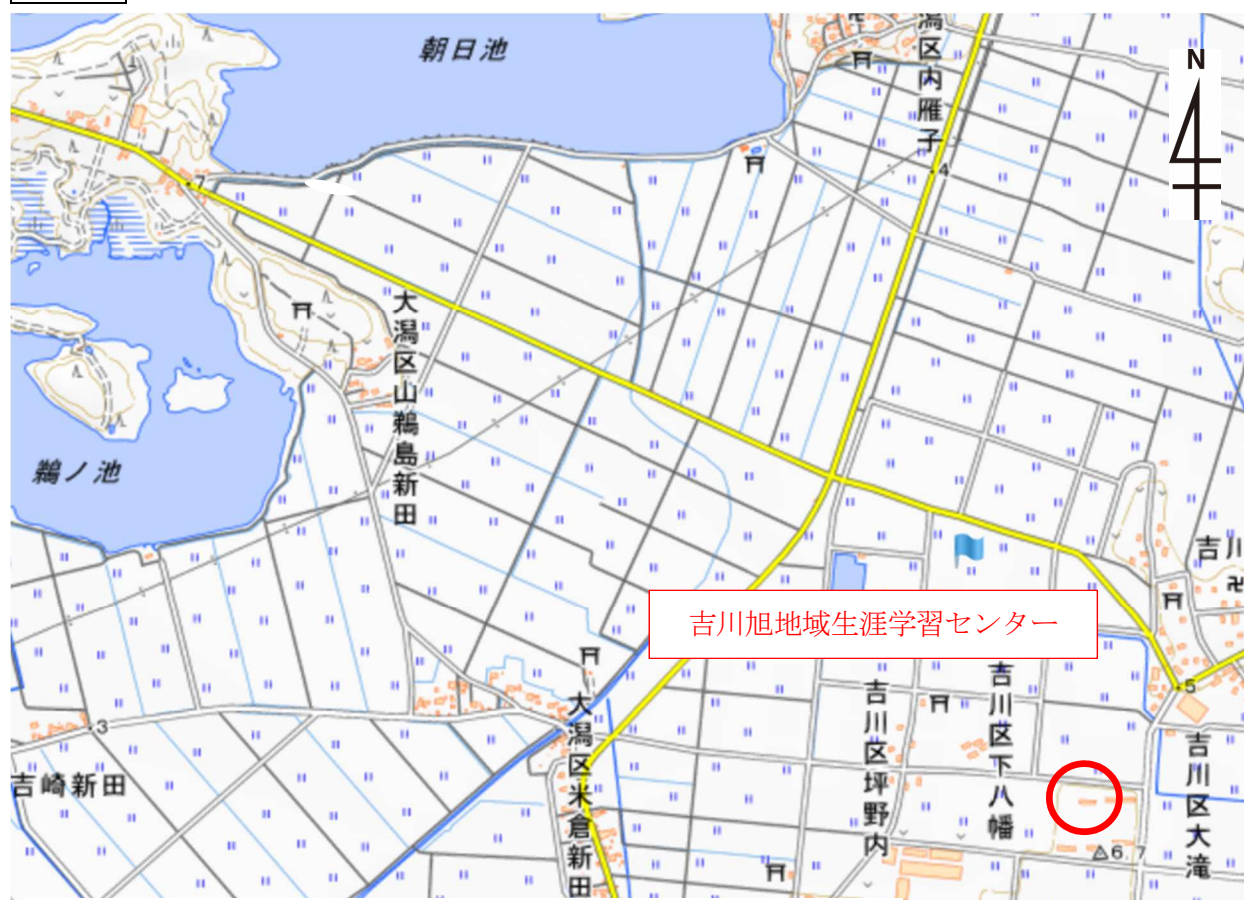
4 スケジュール等

令和 7 年 9 月 吉川区地域協議会に諮問
 12 月 市議会 12 月定例会に関係条例の一部改正を提案
 令和 8 年 4 月 施設廃止

5 現状等

別記のとおり

位置図



※国土地理院（地図・空中写真閲覧サービス）を加工して作成

外 観



吉川区地域協議会
事前説明資料

令和7年8月21日

観光振興課

1 改正理由

(1) 現行条例と実態の乖離

- ・ コロナ禍以降、試行的に行った現行の営業時間等が定着
- ・ 利用実態を踏まえた現行の利用時間や休館日への条例改正が必要
- ・ 法令改正により、祝祭日の設定が変化

(2) 物価が大幅に上昇

- ・ 物価や人件費の高騰により、コロナ前と比較し、管理費が大幅に増加しており、効率的な運営が必須

(3) 人材確保が困難

- ・ 各施設では従業員の確保(料理人など)に苦慮
- ・ 現行の規定では、多くの従業員を確保する必要があり、指定管理者が運営に苦慮

利用実態や様々な環境変化の中で、指定管理者の創意工夫のもと、施設の効率的な営業に務めてきたところ

➡ 一方で、条例と実態との乖離が生まれており、これを整理するため、規定を整理するもの

2 改正内容

- ・ 利用時間及び休館日について、現状の施設の営業時間等に合わせて改正するもの

(1) 吉川ゆったりの郷

区分	現条例	現状の営業時間及び休館日	改正(案)
全館	午前10時から午後10時まで	午前10時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
休館日	①月曜日 ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、 その翌日 ②12月31日から翌年1月2日まで	①月曜日 この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、 その日以後の最も近い「国民の祝日」でない日 ②1月1日及び1月2日	①月曜日。 ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、 その日以後の最も近い「国民の祝日」でない日を休館日とする。 ②1月1日及び1月2日

(2) 吉川スカイトピア遊ランド

区分	現条例	現状の営業時間	改正(案)
宿泊室	午後3時から翌日午前10時まで	午後3時から翌日午前10時まで	午後3時から翌日午前10時まで
体育室	午前8時30分 から午後5時まで	午前9時 から午後5時まで	午前9時 から午後5時まで
食堂	午前8時30分 から 午後5時 まで	午前11時 から 午後6時 まで	午前11時 から 午後6時 まで
研究室		午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
農産加工室		午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
浴室		宿泊 午後3時から午後11時まで 翌日午前6時から午前10時まで 日帰り 午前10時から午後6時まで	宿泊 午後3時から午後11時まで 翌日午前6時から午前10時まで 日帰り 午前10時から午後6時まで